

「労使間の取り扱いに関する協約」の一部改訂について

「労使間の取扱いに関する協約」の有効期間が9月30日で満了となるため、8月29日に会社から「一部改訂について」通知がありました。JR東労組本部はその通知に対し、9月7日に12項目の申し入れを行いました。団体交渉等での真摯な議論により、安心して働ける職場をつくるために奮闘するJR東労組本部を秋田の地から支えるために、職場での活動をしっかりと取り組もう!!

労働条件に関わる事柄については一切変更ありません!!

【申し入れの要旨】

- 経営協議会委員・団体交渉委員の人数変更と出席範囲
- 簡易苦情処理申告方法の変更
- 組休の数の変更
- 専従者の職場立ち入り方法
- 組合事務所数の上限
- 職場会議室など会社施設の一時使用方法の変更
- 分会掲示板と情報綴りの設置枚数基準と見やすい箇所への設置



**全組合員で進める新たな東労組運動で
 安心して働きがいのある職場をつくらう!!**